**就業規則例記載例**

（適⽤労働者の範囲）

第○条　第○条の規定にかかわらず、〇〇部に所属する従業員にフレックスタイム制を適⽤する。

（清算期間及び総労働時間）

第○条　清算期間は１箇⽉間とし、毎⽉１⽇を起算⽇とする。

②　清算期間中に労働すべき総労働時間は、〇〇時間とする。

（標準労働時間）

第○条　標準となる１⽇の労働時間は、〇時間とする。

（始業終業時刻、フレキシブルタイム及びコアタイム）

第○条　フレックスタイム制が適用される従業員の始業および終業の時刻については、従業員の⾃主的決定に委ねるものとする。ただし、始業時刻につき従業員の自主的決定に委ねる時間帯は、午前６時から午前10時まで、終業時刻につき従業員の自主的決定に委ねる時間帯は、午後３時から午後７時までの間とする。

②　午前10時から午後３時までの間（正午から午後１時までの休憩時間を除く。）については、所属⻑の承認のないかぎり、所定の労働に従事しなければならない。